

## 第8節 職員・組織・庁舎

### (1) 職員体制

#### (職員の応援体制)

令和2年度(2020年度)から、健康局を中心とした新型コロナウイルス感染症対策を行う各部局に対して、人事異動、兼務発令、出務等によりいち早く必要な人員を配置し体制の確保に努めてきた。

令和3年(2021年)12月1日付で、第6波到来に向けた事前の体制強化やワクチンの3回目接種に向けた対応として健康局に計20名の職員を異動で配置した。

具体的には、①各区保健センターに担当係長または担当を1名ずつの計10名を配置②保健所業務の業務改革担当として、健康局保健所保健課に担当係長1名、担当1名を配置③兼務職員で対応していた健康局保健所保健課(自宅療養担当、ワクチン接種対策室)、健康局地域医療課(宿泊療養班)のうち、継続して配置が見込まれる8ポストに担当係長または担当を配置した。

令和4年(2022年)1月1日付で、3回目ワクチン接種前倒し対応のため、ワクチン接種対策室に健康局保健所担当課長(ワクチン接種担当)、健康局保健所保健課担当係長を異動で配置した。

令和4年1月7日付で、ワクチンのハーバーランドセンタービル会場再開に向けた準備業務に対応するため、ワクチン接種対策室に健康局保健所保健課担当課長と健康局保健所保健課担当係長を兼務で配置した。

令和4年1月21日の宿泊療養施設「ホテルサンルートソブラ」開設に向けて、開設業務及び運営総括のため、健康局地域医療課に担当係長1名、担当1名を兼務で配置した。

令和4年1月中旬以降、新規感染者数が一日2,000人を超えるなど、感染者の急増により保健所及び保健センター業務がひっ迫したため、各局室区においては全庁的に通常業務を見直し、緊急時において執行しなくてもよい業務を停止するなど緊急の対応を実施し、健康局への応援体制を追加した。具体的には、①1月24日に発生届の入力等の事務処理に従事するため1日あたり18名を出務で動員②1月31日に各区保健センター業務の事務の一部を本庁へ集約し、1日あたり18名を出務で動員③2月4日には、自宅療養フォローアップセンターの開設に伴い、自宅療養者向けコールセンターの応援として1日あたり150名を出務で動員した。これらの体制は感染者の減少にあわせて随時解消した。

令和4年1月29日に3回目接種の前倒しに対応するため再開したノエビアスタジアム神戸会場の現場運営本部に従事するため、1月25日付で健康局保健所保健課に担当課長2名、担当係長2名、担当2名の計6名を兼務で配置した。

また、令和4年2月5日に再開した、集団接種会場(17か所)とハーバーランドセンタービル会場の運営のため、接種会場と各局室区のカウンターパートを復活し、1日あ

たり38名を出務で動員した。

令和4年4月の定例人事異動では、ワクチン接種及び感染者対応として兼務で対応していた業務のうち、継続して発生する業務について、主たるポストに職員を計24名専任配置した。

具体的には、4月1日付で①健康局保健所担当課長（ワクチン接種担当）2名及び健康局保健所保健課担当係長4名の計6名を異動で配置②健康局保健所担当課長として再任用職員1名を異動で配置③健康局保健所保健課担当係長として一般任期付職員を5名採用し配置した。また、4月20日には、担当者12名を異動で配置した。

令和4年7月、第7波の到来により、市内新規感染者の増加とともに、職員の罹患者についても急増していたことから、令和4年7月21日付行財政局長通知（行人第586号・行組第28号・行厚第1820号「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応について」）を発出し、職員の健康管理について注意喚起するとともに、庁内勤務体制及び全庁を挙げた応援体制の協力について周知した。なお、職員の月別罹患者数は、7月：593名、8月：869名となり、それまでの最大であった382名（令和4年2月）を大きく上回った。

第7波による感染者の急激な増加に伴い、健康局への応援体制を追加した。

- ①自宅療養フォローアップセンターによる陽性者への電話連絡業務が一時的に滞り、令和4年7月22日から31日までの間、1日最大122名（延べ人数）を出務で動員した。
- ②発熱外来、救急外来がひっ迫する中、高齢者など重症化リスクのある方の受診を最優先とするため、保健所内に神戸市オンライン確認センターを新たに設置し、令和4年8月4日から31日までの間、1日最大70名を出務で動員した。
- ③増大するデータ管理業務に対応するため、令和4年8月5日付で健康局保健所保健課に係長1名、担当者1名を兼務で配置した。
- ④①と②の両センターを管理する自宅療養フォローアップ本部（保健所保健課）に対して、令和4年8月10日付で係長1名、担当者1名を兼務で配置した。
- ⑤新規開設する2か所の宿泊療養施設（東横INN湊川、KOKO HOTEL）を管理するため、令和4年8月22日付で健康局地域医療課に係長1名を兼務で配置した。

令和4年9月下旬に、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始するにあたり、大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル）を再設置した。これらの業務に対応するため、令和4年9月16日付で健康局保健所保健課担当係長（ワクチン接種担当）を1名、続けて令和4年9月26日付で健康局保健所保健課に担当者1名を兼務で配置した。

また、大規模接種会場の管理運営及びワクチン接種についての市民向け広報の強化による市内感染者及び重症化率の抑制を目的に、令和4年10月1日付で健康局担当部長（調整担当）を異動で配置した。

集団接種会場におけるワクチン接種について、接種対象者への接種券送付が概ね完了したことや各会場の予約状況を踏まえ、令和5年1月以降、段階的に会場運営を終了し、

各局室区のカウンターパートによる出務体制も徐々に縮小した。(12月:16か所、1月:14か所、2月:7か所、3月:4か所、4月:1か所)

令和5年4月の定例人事異動では、新型コロナウイルスワクチンの接種調整や配送業務等の効率化により、前年の体制から15ポストの削減を行った。

今後、新型コロナウイルス感染症の5類化に伴い、健康局における業務の見直し及び体制の縮小、兼務ポストの廃止等を検討する。

#### **(在宅勤務制度・フレックスタイム制の運用)**

在宅勤務制度・フレックスタイム制については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、引き続きすべての職員を利用対象とするとともに、在宅勤務については利用上限の撤廃、フレックスタイム制については土曜日及び日曜日に加え、週休日の設定を可能とする運用を継続した。これらの取り組みにより接触機会の低減に努めた。

#### **(職員の健康管理等)**

通常の高時間勤務者への産業医面談や、職員や所属からのこころと身体健康相談の対応に加え、健康局と合同で新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員への産業医の出張面談等を行った。また、安全衛生委員会、庁内イントラネットなどで感染症予防啓発を行った。

#### **①健康局新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員への産業医の出張面談**

通常の高時間勤務者への産業医面談に加え、健康局で新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員に対し、産業医及び産業保健スタッフが、職場に出向き、職員の心身の健康の把握とメンタル不調の未然防止のための出張面談を行った。

【健康局コロナ対応職員への出張面談実績】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度
時期	8/6～12/3	R3.2/3～ 4/26	6/3～9/2	R4.3/7～5/6	8/1～9/29
感染の波	第2波終盤 第3波前半	第3波終盤 第4波前半	第4波終盤 第5波前半	第6波最中	第7波最中
対象者	215名	132名	206名	119名	124名

健康局所属でコロナ対応に従事する職員（保健センター職員や応援職員を含む）のうち、新規採用職員、時間外超過勤務の多い職員、所属長が必要と認めた職員、面談を希望した職員を対象として面談を実施した。

コロナ業務による長時間勤務が長期化・常態化し、疲弊・心身に所見が現れている職員も増えていた。例えば、令和4年度の出張面談においては、終わりが見えないことへの不安感や、仕事の夢を見たり中途覚醒となったりするなど身体への影響が生じていることや、家族も疲弊していることなどを訴えている職員がいた。

面談後は、産業医から所属長に対し、結果報告と就業上の措置にかかる意見書を発出し、各所属による配慮をしていただくようお願いした。また、業務体制の見直しの検討を目的に健康局と情報共有を行った。

②行財政局厚生課・健康局政策課への相談窓口の設置については、所属では相談しづらい悩みや不安を直接連絡できるよう窓口を庁内イントラネット上に設けた。

③健康局新型コロナウイルス対応職員状況調査については、健康局（保健センター含む）職員に対し、調査票を配布し、所属長が所属職員の健康状況を把握し疲労度が高い職員に対してヒアリングを行うなど対応を実施した。

**（余りワクチン接種職員ボランティア）**

休日の集団接種会場においてキャンセル等で急遽生じた余りワクチンを無駄にしない取り組みとして、令和3年（2021年）6月26日～8月29日の間「余りワクチン接種職員ボランティア」を実施した。この期間で終了し、市民ボランティアに統合した。

なお、延べ2,871人の職員の協力を得て、904回分のワクチン接種につながった。

**（濃厚接触者の待機期間の短縮に係る抗原定性検査キット）**

第6波の感染者数は多く、社会機能にも影響が出てきたため、オミクロン株の特性を踏まえ、令和4年（2022年）3月16日付で、厚生労働省より濃厚接触者の待機期間の短縮の通知があった。これを受け、各職場で抗原定性検査キットを確保するほか、

厚生課においても検査キットを一定数確保し、濃厚接触者に配布することで、陰性の場合の早期の職場復帰を促進した。（配布実績188人）

## **（２）庁舎（本庁舎・区役所等）における感染防止策の継続**

緊急事態宣言時の対応をもとに、消毒液やアクリル板等の飛沫拡散防止装置を設置し、ロビーにある待合ベンチ・椅子の間隔を開けた。入り口や総合案内付近等に、職員や来庁者が体温をセルフチェックするためのサーマルカメラを順次設置し、37.5度以上ある場合は来庁を控えていただくよう呼びかけた。

各区において、証明発行窓口等での立ち位置表示の設置、混雑緩和や不要不急の外出自粛を呼びかける庁内放送・公用車でのアナウンス・デジタルサイネージ・区庁舎への看板・ポスター・懸垂幕・横断幕掲示等を実施し、「パーティション取付型 会話補助システム」を窓口を設置した。

本庁舎24階展望ロビー（市民開放施設）について、令和3年（2021年）8月10日以降はワクチンの集団接種会場として使用した（令和5年（2023年）5月6日使用終了）。

また、市税関連手続きにおいては、税証明のインターネット交付申請、市県民税申告の郵送提出勧奨、市県民税の申告期限の1か月延長、インターネット利用による市税の口座振替・自動払込の申込サービスの開始等に取り組んだ。

令和5年（2023年）2月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において3月13日以降の「マスクの着用」の取扱いが変更された。職員についても、国において示された方針のとおり、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とした。一方で、職員と応対を受ける市民の健康管理の観点から、①医療機関や高齢者施設等の従事者のほか②区役所等での窓口対応時に限り、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、当分の間マスクの着用をすることとした。これらを踏まえた通知「令和5年3月13日以降の職員のマスク着用の取扱いについて」を3月7日付で発出した。